

佐賀県公安委員会告示第7号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、
乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に
關して合意したので、次のとおり公示する。

令和7年12月19日

佐賀県公安委員会委員長 岸川美和子

1 合意した者

- (1) 佐賀県公安委員会
- (2) 鳥栖市長
- (3) 九州運輸局佐賀運輸支局長
- (4) 株式会社鳥栖構内タクシー
- (5) 有限会社鳥栖タクシー
- (6) 久留米西鉄タクシー株式会社
- (7) 安全タクシー鳥栖株式会社

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所 の名称等

停留所	所在地
鳥栖駅前	鳥栖市京町712番21地先

3 停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の(1)
に掲げる運行事業者が(2)に掲げる事業形態により行う(3)に掲げる事業の用
に供するものとする。

(1) 運行事業者

株式会社鳥栖構内タクシー

有限会社鳥栖タクシー

久留米西鉄タクシー株式会社

安全タクシー鳥栖株式会社

(2) 事業形態

一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）

(3) 事業

予約型乗合タクシー運送事業（実証運行を含む。）

4 2における3の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないもの

となるようにするため必要と認める事項

2における3の停車又は駐車は、3の運行時間内に限るものとする。